

は じ め て の

# 化学物質の リスクアセスメントセミナー 【基礎コース】

## Program

- 化学物質のリスクとリスクアセスメントの基礎
- 簡単なリスクアセスメントツールのご紹介
- 改正労働安全衛生法のポイント

2017.

11/29(水) 広島

12/08(木) 仙台

12/12(火) 大阪

2018.

01/11(木) 東京

01/23(火) 福岡

01/31(水) 名古屋

02/06(火) 大阪

02/08(木) 東京

改正労働安全衛生法では、一定の有害危険性を有する化学物質を製造または取扱うすべての事業者にリスクアセスメントを実施することを義務付けています。

しかしながら、少量・低頻度で化学物質を取り扱う事業者（特に第3次産業の事業者）では、対応が難しい状況にあります。

そこで！厚生労働省では、そのような事業者に向けて簡単にリスクアセスメントが実施できるツール「CREATE-SIMPLE」をみずほ情報総研株式会社と共同で開発しました。

本セミナーでは、リスクについてあまりご存じでもない方でも理解できるよう、化学物質のリスクの基礎からツールの使い方まで解説します。

奮ってご参加ください！

お申し込み・詳細は、下記URLから！

[https://www.mizuho-ir.co.jp/seminar/info/2017/ra\\_kiso/index.html](https://www.mizuho-ir.co.jp/seminar/info/2017/ra_kiso/index.html)

受講料  
無料

※電話、FAXなどでの申し込みは受付けておりません。

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

MIZUHO

Mizuho Information & Research Institute



# セミナー開催日程と会場詳細

9:30 ~ 受付開始  
10:00 ~ 14:00 講演(予定)  
(休憩1時間)

①平成29年11月29日(水)【広島会場】

## 広島県JAビル10階講堂AB

広島市中区大手町4丁目7-3  
最寄駅:広電(宇品線)「市役所前」駅

③平成29年12月12日(火)【大阪会場】

## 新大阪丸ビル別館10階10-1号室

大阪市東淀川区東中島1-18-22  
最寄駅:JR「新大阪」駅、御堂筋線「新大阪」駅など

⑤平成30年1月23日(火)【福岡会場】

## 福岡ビル9階大ホール

福岡県福岡市中央区天神1丁目11番17号  
最寄駅:天神大牟田線「福岡」駅、地下鉄「天神」駅など

⑦平成30年2月6日(火)【大阪会場】

## 新大阪丸ビル別館10階10-1号室

大阪市東淀川区東中島1-18-22  
最寄駅:JR「新大阪」駅、御堂筋線「新大阪」駅など

②平成29年12月8日(金)【仙台会場】

## 仙都会館8階会議室

宮城県仙台市青葉区中央2-2-10  
最寄駅:JR「仙台」駅、JR仙石線「あおば通」駅など

④平成30年1月11日(木)【東京会場】

## 大手町サンスカイルーム27階A室

東京都千代田区大手町2-6-1  
最寄駅:JR「東京」駅、東京メトロ「大手町」駅など

⑥平成30年1月31日(水)【名古屋会場】

## 名古屋銀行協会5階大ホール

名古屋市中区丸の内2-4-2  
最寄駅:桜通線「丸の内」駅、鶴舞線「丸の内」駅など

⑧平成30年2月8日(木)【東京会場】

## ベルサール三田1階Room123

東京都港区三田住友不動産三田ツインビル西館1F  
最寄駅:JR「田町」駅、三田線・浅草線「三田」駅など

## 労働安全衛生法の改正により、リスクアセスメントが義務化

一定の危険性・有害性のある化学物質<sup>※1</sup>について

■ 危険性又は有害性<sup>※2</sup>等の調査(リスクアセスメント)の実施が義務付けられました。<sup>※3</sup>

■ 事業者には、リスクアセスメントの結果に基づき、労働安全衛生法令の措置を講じる義務<sup>※4</sup>があるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講じることが努力義務<sup>※5</sup>となります。

■ 業種、事業場規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行うすべての事業者が対象です<sup>※6</sup>。

※1 労働安全衛生法第57条の2及び同法施行令第18条の2に基づき、安全データシート(SDS)の交付義務対象である663物質(平成30年7月1日に、10物質が追加)

※2 ここでの「又は」は、どちらか一方でよいという意味ではない

※3 施行日は平成28年6月1日

※4 リスクアセスメントの結果に基づく措置は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則や特定化学物質障害予防規則等の特別規則に規定がある場合、当該規則に基づく措置を講じることが必要

※5 法令に規定がない場合、結果を踏まえた事業者の判断により必要な措置を講じることが努力義務

※6 リスクアセスメントの具体的な実施方法は「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」(平成27年9月18日付け指針公示第3号)を参照

第3次産業の事業者<sup>※7</sup>など

化学物質を少量かつ低頻度で取扱う事業者を対象<sup>※8</sup>に

本セミナー  
の  
ねらい

- 化学物質にはどのような有害性や危険性があるのか、そしてリスクとリスクアセスメントの基礎とは何かを解説します!
- そして改正労働安全衛生法のポイントと事業者の義務について解説し、簡単なリスクアセスメントツール「CREATE-SIMPLE」を紹介します!

※7 化学物質を取扱う製造業以外の事業者(例:洗浄・清掃、その他施術を行うサービス業など)。

※8 第3次産業の事業者が主な対象ですが、限定はしていません。